

『史上初』の土地所有

—モンゴル国における土地所有法をめぐる—

滝口良

I. はじめに

2003年5月1日、モンゴル国において2002年7月27日に承認された「土地所有に関する法」(*"Mongol Ulsyin Irgend Gazar O'mchlu'u'lekh Tukhai"*)、以下「土地所有法」とする)が施行された。この法律により、モンゴル国内の土地の一部が、国民の所有の対象となったのである。

処分権を伴う土地の「私有」を認めるこの法律は、モンゴル国内の新聞メディアの注目を集め、各メディアは施行日であった2003年5月1日に特集を組み、その日が「歴史的」な日であることを強調した。またこの土地所有法は、国内にとどまらず海外の多くの研究者やメディアの耳目を集め、議論を呼んでいる。

本稿が対象とするこの土地所有法をめぐる議論に共通しているのは、この法律が認める「土地所有」がこれまでモンゴルに存在しなかった新しい種類のものであるという認識である。これは確かに歴史的な事実を指している。モンゴルは伝統的に遊牧をその中心的な生業としており、季節移動を特色とする遊牧の土地の権利関係は、近代的な土地の権利関係はもとより農耕のそれとも異なって、「柔軟」でもあれば「曖昧」なものであった。また、1921年にモンゴルは革命により社会主義国家となり、1950年代から集団化や機械化を中心とした遊牧の近代化政策が集中的に進められたが、ここでも土地の「私有」は認められていなかった。したがって、土地の売買、譲渡、担保化を含む処分権を持つ、いわゆる「近代的土地所有権」あるいは土地の「私有」は、これ

までモンゴルには存在しなかったといえる。

土地所有法をめぐる賛否両論の多様な議論に共通しているのは、こうしたモンゴルにおける「土地所有」の不在という事実認識である。この土地所有法は「歴史上はじめて」モンゴルに土地の私有を認めた法律なのである。そして1990年代以降のモンゴルにおける土地政策に関する多様な議論上の見解の対立や相関関係の背後には、この事実に対する歴史的解釈が存在している。すなわち、現在の「土地所有」に対する見解は、過去の土地との関わりへと遡行することによって形成されれば、正当化されてもいるのである。そしてこの時遡行される過去の土地との関わりとは、遊牧における土地に他ならないのである。

本稿は、このモンゴルに新たに生じつつある「土地所有」を、国外の援助機関と遊牧の研究者、そしてモンゴルにおける政治上の議論を通じて考察するものである。これらの議論の背後に存在する論理と過去の土地制度への歴史認識を分析することで、現在のモンゴル国において土地がどのように解釈されているかが明らかになるだろう。

II. 「自由化」のもたらしたもの

1990年代初頭にはじまる市場経済体制への移行は、モンゴル国に大きな変化を引き起こした。価格の高騰や貧富の差の拡大が生じ、都市と地方を結ぶ流通システムが崩壊し、市場と現金収入を求めて首都へと人口が集中しはじめている。

Griffin [1995:3-4]は体制移行が引き起こした事態を、旧ソビエトの援助が途絶えた「援助の衝撃」、COMECONの消滅による「貿易の衝撃」、そしてソ連主導の国家財政のマネージメントが失われた「マクロ経済統制の衝撃」として説明している。モンゴル国が被ったこうした「衝撃」に対して、UNDP(国連開発計画)、IMF(国際通貨基金)、世界銀行、ADB(アジア開発銀行)などの国際機関及び先進国による援助と政策指導が行われており、モンゴル国はそこで「移行経済国」としてカテゴライズされている。そしてその政策指導の内容は、経済の国家からの自律を志向する構造改革と所有関係の明確化、即ち国有財産の私有化を促すものであった(Sneath [2002:191-192]、村井[2000:59-60])。こうした政策の下に国有財産の私有化が行われ、例えば地方では家畜が、都市ではアパートメントが個人の所有に帰すところとなった。そしてこの一連の私有化政策の最終段階として、土地の私有化政策がその組上に載せられたのである。

体制移行から生じた以上のような経済面の変化の一方で、社会主義体制の崩壊は、その体制下において抑圧されてきた歴史や宗教、総じて「伝統」的なものの復活を呼び起こさずにはいなかった。社会主義体制下においては、チンギス・ハーンを英雄として語る事が禁じられ、政治的にも大きな勢力を誇っていたチベット仏教は1930年代に徹底的に弾圧され^①、そしてモンゴル固有の文字はキリル文字に代えられていた。これらの全てが1990年代以降の「自由化」の下で復活を遂げている^②。これらの一連の動向を三橋[1999:125]は『民主化』のもとでのナショナリズム」と分析しており、その原因をこの「民主化」が「社会主義体制の変更とロシアからの独立という二つの要素からなっている」ことに求めている。

このようにモンゴルにおける体制移行に伴う「自由化」は、一方で経済の国家からの自律、他方で文化面での「伝統」の復興という二つの領

域での「自由化」をもたらしている。しかしながら、現在のモンゴルにおいてこの両者の領域の「自由」はしばしば両立しえず、衝突を起している。その好例ともいえるのが、モンゴル国全土を結ぶ2800kmに及ぶ道路建設計画「ミレニアムロード計画」である。この計画は交通網の整備により地方産業を活性化し、地方に中規模都市群を建設することにより近年深刻化している首都への人口集中を解消することを見込んだ計画である。この計画を進めるモンゴル国首相エンフバヤルが描く未来の青写真は、250万人を数える国民の90%が都市に住み、残りの10%の国民が牧畜を営む国の姿である(BBC NEWS [online])。そして彼は興味深いことに、この計画の実現に関してモンゴル人のアイデンティティに言及している。「我々は自らのアイデンティティを維持しなければならない。特に我々の伝統と文化のアイデンティティを。…(略)…しかし今日のグローバルな市場経済の中にあっては、地方経済の競争力の改善と牧民の生活スタイルの改善が必要である」(bizMongolia.mn [online])。この発言から、現在のモンゴルにおいて、グローバルな市場経済への参入という経済領域と、遊牧民の伝統と文化のアイデンティティという領域が緊張関係にあることがわかるだろう。

ここでみられるのは、体制移行がもたらした「自由化」の中で生じている、「経済」と「伝統と文化のアイデンティティ」の領域の対立であるといえるだろう。そして本稿が扱う土地の私有化政策においては、その背後に「ミレニアムロード計画」よりもいっそう強い緊張関係が存在している。なぜならば、土地の「私有化」はまさに遊牧民の「伝統と文化のアイデンティティ」に抵触するからである。1990年代からの「自由化」の総決算ともいえる土地所有法をめぐる国内の議論の前線は、「経済」と「伝統や文化のアイデンティティ」を切り結ぶ論理にあり、より正確に言えばそのレトリックをめぐるものに他ならないのである。

III. モンゴルにおける土地政策の展開

モンゴル国の社会主義体制からの移行は、所有関係全般に大きな変革をもたらし、土地に関してもこの事情は同様であった。体制移行後、1992年に新たに制定されたモンゴル国憲法の第1章第6条第3項において、土地の所有に関して以下のように定められている。「牧地、公共利用及び国の定める特別地域を除いた土地をモンゴル国民は所有(o'mchlo'kh)することができる」。また、続く第2項では、上記の国民が所有する事のできる土地以外の土地は国家の所有に帰することが定められている。つまり憲法は遊牧の営まれる牧地を含む広大な土地の私有を禁じているのである。そして憲法のこの規定は現行の土地所有法においても遵守されている。

モンゴル国憲法に続いて、1994年に土地法("Gazrin Tukhai"、以下「1994年土地法」とする)が制定された。この法律では、土地権利の種類、土地の種類定義づけが行われている。土地権利のタイプとして挙げられているのは、処分権を有する〈所有〉(o'mchlo'kh)権、土地の処分権を持たない一種の土地リース権である〈占有〉(ezemshikh)権⁽³⁾、そして土地の処分権を持たず、土地の何らかの特性を利用する〈利用〉権⁽⁴⁾の三種類である。これは、それぞれ近代的な私法における土地所有権、土地占有権、土地用益権にほぼ該当する。しかしながらこの法律が定める所は後の二者のみであり⁽⁵⁾、この時点では国内の土地を〈所有〉する唯一の主体は国家であった⁽⁶⁾。したがって1994年土地法では、国民は土地を売買するなどの権利が定められていない。

この1994年土地法に関して、ADBは「現在、土地の個人的所有権は存在しない。その結果として、土地保有の不安定さが土地改良への投資を妨げている」とし、土地所有を認める法律によるいっそうの改善を提言している(referred in Sneath [online])。ADBは1994年土地法の不徹底さに対して、1998年から2006年までの政策援助計画「地

籍測量と不動産登記」において、さらなる土地私有化の推進を図っている(ADB [online 1])⁽⁷⁾。

ここに、土地制度改革に対するモンゴル国と海外の援助主体の認識の差を見て取ることができる。土地の占有とは、土地に対して人が持つ事実的な関係に他ならず、占有権とはこの事実を保証する権利にすぎない⁽⁸⁾。したがって少なくとも法文上においては、占有権と使用权のみを定める1994年土地法は、国内の全土地を国家が唯一所有するという体制移行前からの土地関係を引き継いでいた。しかし、ADBその他の国際援助機関が求めている土地所有権の明確化とは、このようなものではありえなかった。土地所有法は、所有権の明確化に関する1994年土地法の不徹底さを是正する形で成立したのである。2002年6月、与党である人民革命党から選出されたエンフバヤル政権は、土地所有に関する法制化に着手し、翌年の5月1日からの施行を約束する法案を成立させた。この法律の目的は、1994年土地法においては明記されなかった処分権を伴う土地の所有権の明確な法制化である。この法律は家庭用地及び農業用地として、先の土地法で定められた牧地などの共有地を除いた土地の所有を認め、特に家庭用地の場合一度に限り無償で一家族毎に付与することを定めており⁽⁹⁾、そのサイズは首都で最大0.07ha、県の中心地で最大0.35ha、郡の中心地で最大0.5haとなっている⁽¹⁰⁾。この〈所有〉はその法文上明確に近代的な所有権であり、国民は付与された土地に対して、他者に侵害されない権利、他者に占有及び使用させる権利、売買、交換、相続、贈与、担保化の権利、すなわち処分権を有していると定められている⁽¹¹⁾。ただし、海外の法的主体、外国人、無国籍の人間に対しての売買、交換、相続、贈与、担保化の権利は適用されていない。この法律によって国民の所有に帰される土地の総面積は国土の0.9%に当る約16万2000haである。なお、憲法に定められた通り国土のおよそ80%を占め

ている牧地は所有の対象となっていない(Mongol Messenger [online])。

以上のように、モンゴル国における一連の土地政策の目的である土地に対する権利の明確化は、開発主義を前提とする近代化政策を推進するADBなどの国際機関が強く勧めるところであった。これらの機関が土地権利の明確化を推進する論理とは、第一に経済的効果であり、これは土地のリース料金及び税収への期待と、土地利用の効率化、すなわち土地の担保化による貸付金の付与によって、土地所有者が土地の生産性を高めることを意志し実行することを可能になるという論理である。そして第二には、環境に対する配慮であり、共有による土地利用がもたらす土地力の低下を避けるために、すなわち、いわゆる「コモンズの悲劇」を避けるために土地を私有化すべきだという論理なのである(Fernandez-Gimenez and Batbuyan [online])。他方でモンゴル国の側からすれば、一連の土地制度改革は、その国家財政の少なくない部分を占める国際機関及び先進国からの援助あるいは借款と引き換えの政策なのであるが、それは同時に、これまでにない人口の集中により環境衛生その他の多くの問題を抱えるようになった「自由化」後の首都ウランバートルの都市計画上においても重要な政策なのである。そしてまた、前節の「ミレニアムロード計画」に含意されていたように、モンゴルにおける遊牧の近代化政策が、季節移動を行わず、個人の所有となる「牧場」で家畜を飼養する西洋型の牧畜を（牧地の私有化は認められていないにせよ）事実上目指すことなのであれば、土地権利の明確化を目指すこの土地所有法は「自由化」後の遊牧の近代化に寄与する政策でもあるのである。

IV. 前近代の遊牧空間

土地制度改革をモンゴル国に対して強く推進するADB [online 2]は、「自由化」以前のモンゴ

ルについて「1990年以前のモンゴルにおいては、環境問題に対する関心はほとんどなかった。その結果として、水質汚染及び大気汚染、有毒廃棄物の堆積、砂漠化、森林破壊、地下水の枯渇、土壌浸食、過放牧が進行している」としている。ここで遊牧は、環境に対する保護の意識を持たない生業であるとみなされ、改革を要求されている。前節で見たように、ADBは土地の私有化政策を、環境問題の解決策と経済面での投資の刺激策との両方を満たすものとして考えているが、それは、遊牧に代表されるモンゴルの土地の権利関係、あるいは土地に対する態度を過去の「遅れた」ものとし、環境破壊と経済発展の阻害という二つの否定的な結果の原因をその「後進性」に求めるものなのである。

言うまでもなくこうした開発主義的な理解には、近代化の階梯を唯一の道として考える進歩主義的な歴史理解が含まれており、その中で遊牧の土地の権利関係が「曖昧」なものとして位置づけられているのである。しかしながら、全く無秩序に遊動する遊牧民という像、あるいは「土地に縛られない遊牧民」という像は、「ノマディズム」という名のイデオロギーであることもまた、すでに論じられて久しい(Humphrey and Sneath [1999])。ここで重要なことは、遊牧民の移動は気ままに無秩序な「遊」動ではなく、社会的に規制された移動であり続けてきたという点である。一年を通じて移動し、日々居住地から牧地へと家畜を追って放牧する遊牧民の社会空間は歴史の中で変化してきた。この遊牧空間の構成を考慮にいれることなくモンゴルにおける土地を理解することはできないであろうし、また現行の土地所有法に対するモンゴル国内の政治的次元における議論の意味は理解できない。したがって、まず遊牧の空間を社会の編成との関係において明らかにせねばならない。そしてそれと共に、モンゴルにおける土地に関わる語彙を考察する必要がある。というのも、まさに

この土地に関する語彙によって、モンゴル国内の土地所有法をめぐる政治議論が現在も展開しているからである。なお、紙幅の関係上、本節では社会主義化以前のモンゴルにおける遊牧空間の編成を跡付けるに止めざるをえない。社会主義時代の集団化及び現代の社会主義体制崩壊による遊牧空間への影響は、次節の土地私有化に反対する論者の歴史認識の分析の中でその一部が示されよう。

社会主義革命以前、清朝下(17世紀～20世紀初頭)のモンゴルでは、ザサク(*zasag*)といわれる王侯が支配する一定の領土内に限定された空間で遊牧民の移動と放牧が営まれていた。この一定の領土とは、清朝の敷いた行政区画である旗に基づいていた。清朝時代のモンゴルを「封建社会」として描いているNatsagdorj [1967:267]は、牧地を支配し管理を行なうザサクの封建領主的な性格と、旗内の人間は旗の外で放牧することが禁じられていたという旗の領地的な性格を論じている。そしてザサクは「ノタクの主(*nutgiin ezen*)」あるいは「ノタクの主たる王公(*nutgiin ezen zasag noyon*)」と呼ばれていた。この「ノタク」は現在では一般に「牧地」あるいは「放牧地」と訳されるが、他にも「居住地」や「牧営地」、「領土」、「地方」や「地域」、さらには「郷土」「祖国」など土地や場所にまつわる広範な意味を包含する語彙であり、後に述べるように現代の土地私有化政策の文脈においても重要な意味を有している。

ザサクは世襲の領主として領土、すなわちノタクを有しており、またそれぞれの領民を抱えていた。この王侯が有するノタクにおける集団は「オトク(*otog*)」と呼ばれていた。Владимирцов [1934=1980:302]は、この「オトク」という語が中央アジアで各種の形で広く用いられ、そのどれもが「場所や地域に関係のある言葉として」用いられていたと説明している。Гонгор [1978:266]はこのオトクが「炉」を意味する語であったとする説を紹介している。炉はモンゴルにおいて

古くから家の守護を象徴するものであった。モンゴルにおける家産の相続は末子相続であり、この親の遺産を受け継ぐ末子のことをモンゴル語で「オトゴン(*otgon*)」といい、末子は「炉を守る者」という別名でも呼ばれていた。このように、オトクは世襲における配分に関係する語であり、同時にノタク内の地縁的な集団を意味する語でもあった。

さらにオトクと土地の関係は、語源的解釈以外の点からも明らかである。モンゴルの草原にはオボ(*oboo*)と呼ばれる石を積み上げて作った塚が現在でも広く存在しているが、清朝下のモンゴルにおいてこのオボは旗や郡の中心、あるいはその境界に置かれていた(後藤[1955:49])。清朝は行政単位である旗の領地画定に際して、オボをその境界に設置して旗の領域を示すノタクの地図(*nutgiin zurag*)を作成したのである(Гонгор [1978:273-274])。しかし、オボはこのような境界の印である以上に、信仰の対象であった。オボは山、水神、「土地の主」などを祀るものであり、ある集団によって崇拝される対象であり、その祭祀はノタクの主(エゼン)が主催し、そしてそのノタクに属する集団オトクが参加して行われていた(Humphrey and Sneath [1999:123], 後藤[1955:49, 63])。ノタクの領域は、「ノタクの主」である王侯・ザサクと、「土地の主」である土地の神格が、聖俗の「主」として支配する土地だったのである⁽¹²⁾。

このように、オトクとは世襲の領主の持つ一定範囲のノタク内で固有のオボを奉る地縁的な集団であった。オトクとノタクの関係は、一方で住居内の炉に結びついて領主による領土の相続という性格からなり、他方でオボと結びついて特定の土地神を祀る集団という性格からなっていたのである。こうしたノタクの性格が決定的に変化したのは、1921年の革命に始まるモンゴルの社会主義化であった。1929年前後から「聖俗封建領主」たるザサクをはじめとする王侯達とラマ僧の財産の没収がはじまり、1931年には「封建

時代の遺物たる」旗が廃止され、旗は「面積や人口に基づき均等に分割され」、13アイ県、324郡に再編成された(Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын Шинжлэх Ухааны Акадэмийн Түүхийн Хүрээлэн [1969=1988:281-288])。また、シャマニズムとラマ教が禁じられ、これにともないオボ祭りは禁止されることになった(Humphrey and Sneath [1999: 123])。ノタクとオトクの関係は、聖俗の「主」が不在となったことで断たれたのである。

V. 環境持続的な遊牧

遊牧民の土地私有化政策は、1970年代の前後からアフリカを中心とした国々において、IMFや世界銀行といった国際機関の手により実施されていた。この際の遊牧民の土地私有化政策は、牧草地の劣化と貧困層の拡大をもたらし、開発主義が前提としている土地私有化による生産力拡大と環境維持の実効性の限界が指摘されるようになってきている(Fratkin [1997:240-242])。こうした中で、モンゴルにおける土地私有化政策に反対する海外の研究者の議論においても、私有化政策に対する批判がなされている。そしてこの批判的な見解の根拠とされているのが、過去の遊牧における土地利用の環境維持面での有効性であり、私有に対立する「共有」的な遊牧の土地の権利関係なのである。

Mearns [1996:300]は遊牧の実践に関して、法律や国家の政策によってその資源の利用や保有を「法律上」決定する「ガバメント」と、慣習法などによって共同体で自律的に資源利用を「事実上」定める「ガバナンス」という区別を設けている。Mearnsによれば、集団化以前の牧地利用は封建諸侯の領土内に限定され、彼らは牧民の家畜生産物を「搾取」していたが、牧民達の日々の放牧の実践には比較的関与していなかった。したがって土地の利用という観点からすると、牧民たちは自律的な協同組織を組織し、相互扶助的に遊牧を行っていた。これに対し、社会主義

時代の集団化によって牧地利用は官僚と専門家が定めるようになり、牧民達の自律的な組織に伴う相互扶助の習慣が失われたという(Mearns [1996:319-320])。総じてMearnsは集団化以前と以後を画す要因を、上からの管理である「ガバメント」の強化と下からの共同管理である「ガバナンス」の衰退として考えている。そして社会主義体制の崩壊は牧地管理の指導を行っていた旧ソ連のコルホーズに該当するネグデル(農牧業協同組合)の解体により、「ガバメント」の低下をもたらした。このようにMearnsは、「ガバメント」と「ガバナンス」の関係が、集団化以前—集団化(1960s)—市場経済化(1990s)という三つの時代のそれぞれで異なっていると考えており、そして集団化以前の牧地利用は、それが階級的な社会であり搾取があったことを認めつつも、「ガバメント」と「ガバナンス」の関係において遊牧を有効に機能させるバランスのとれたものであったという歴史認識を示している。

Fernandez-Gimenez [1999]は、遊牧の持つシステムの特性を移動と柔軟な土地関係、相互扶助とみなして、この観点から牧地の歴史を論じている。遊牧においては、移動が牧地利用と家畜の飼養にとって重要な戦略であり、これを機能させるのは、慣習的に定められた牧地の曖昧な境界と牧地利用における相互扶助であり、それらは一定の土地に対する明確な権利関係とは反対に、土地に対する柔軟な権利関係に基づいていた。そしてFernandez-Gimenezは牧民が放牧できる牧地の範囲が集団化以前—集団化—市場経済化の中で縮小してきたと指摘している。清朝時代から社会主義への移行における行政単位の再編は、牧民が放牧することのできる範囲を狭め、そして現在の土地の法制化に伴う土地権利の明確化や地籍登録といった政策は、いっそうの放牧範囲の限定をもたらすとFernandez-Gimenezは論じている。すなわち、市場経済化のもたらした無秩序な牧地利用に対して土地の権利関係を

明確化し、個人に土地を所有させることは、この牧民一人一人が放牧することのできる牧地の範囲をこれまでになく縮小させてしまう。そして季節移動を行い、牧地への緩やかな権利に基づく相互扶助の精神と柔軟な土地の利用を可能にしていた遊牧のシステムは、この固定的な土地に対する権利関係によって失われてしまうのである。こうして、Fernandez-Gimenez もまた先述の Mearns と同様に、革命以前の遊牧が比較的有効に機能していたとする歴史認識を示している。

この両者による遊牧の土地に対する歴史的解釈は、ADB が典型的に示しているような「遅れた」遊牧という理解、改善されるべき曖昧な遊牧の土地制度という理解を相対化するのに十分な射程をもっている。清朝下の封建時代、社会主義時代、そして現代を通じて、土地が置かれている遊牧の空間がその社会の編成と共に変化してきたことがここから了解されよう。しかしながら、両者の議論は、モンゴルにおける遊牧空間の歴史をその社会編成と資源としての土地利用の関係に限定しており、そのため封建時代の遊牧システムの環境持続性を過度に強調してしまっている。ここに欠けているのは、前節で見たような土地との関わりにおける政治的、文化的な次元の分析である。

Sneath [2002]は一連の論考を通じて、モンゴルにおける土地権の歴史に関する議論を展開している。Sneath はモンゴル語の解釈を通じてモンゴルにおける土地と人との関係をより内的に論じており、本稿との関係も深いため、やや詳しく以下で取り上げよう。

1990年代以降の土地法制化の中で、近代法に基づく所有権及び占有権は、それぞれ“*o'mchlo'kh*”、“*ezemshikh*”と翻訳されていることはすでに述べた。Sneath はこの両者の語について詳しく考察を加えている。法文上〈占有〉の訳に当てられた“*ezemshikh*”は名詞「エゼン」(“*ezen*”)の動詞形であり、この「エゼン」は「主」、「統治者」を意味

する語である。この「主」は、前節に取り上げた前近代のモンゴルにおける封建諸侯をさす語である「ノタクの主(*ezen*)」、そして土地神である「土地の主(*ezen*)」としてすでに言及していた。前近代のこの聖俗の主体による土地に対する権限は、土地に対して排他的な権利を認める西洋の所有概念では理解することができないと Sneath [2002:200]は述べている。この「主」のもつ家畜や土地への権限は「所有」と言うよりはむしろ「管理」に近く、「ノタクの主」はノタク内の土地や家畜を管理する役割を持ち、牧民達はその管理下で家畜と土地を割り当てられ、家畜生産物などによって「封建地代」あるいは「税」にあたるアルバ(*alba*)を支払っていた。そしてこの「割り当てられた」家畜が、現在の法律で「所有」、「財」などと訳される「ウムチ」(“*o'mch*”)だったのであると Sneath [2002:201-202]は論じている。現在の土地制度改革の法文上「所有」の訳に当てられた“*o'mchlo'kh*”はこの名詞「ウムチ」の動詞形であり、現在では「ウムチ」は「財産」や「所有」を意味する語であるが、しかし、Sneathによれば、この「ウムチ」は近代の所有権が想定する「私的所有」や「私的な財」という含意を持ち合わせておらず、社会全体の中の「配分(*khuv*)」として観念されていたという⁽¹³⁾。「エゼン」と「ウムチ」の関係から見ると、前近代のモンゴルにおいては、ノタク内の人とモノと資源はその全体の中で割り当てられ、個人の権利の下に置かれていなかった。

続けてSneathはこの社会全体の中に土地や家畜や人が埋め込まれた状態が、社会主義時代の集団化を通じても維持されていたと論じている(Sneath [2002:201-203])。封建時代と社会主義時代を通じて維持されたのは、居住地と牧地の使用を管理する政治-経済的主体の存在であり、その領域内の牧地、家畜、人が全て管理下に置かれていたという体制の構造である。封建時代にも社会主義の集団化時代にも、管理権を持つ主体(ザサクあるいは農牧業協同組合)から牧地と家

畜が割り当てられ、牧民達はその割り当てられた家畜の飼養から得られた生産物をアルバとしてその管理主体に支払っていた。この点で封建時代と社会主義時代を通じて、体制の構造そのものは変化していなかったとSneath [2002:200]は論じている。しかし、市場経済体制への移行はこうした社会と政治、経済が一体となった全体を解体した。「私有化」とは、所有の主体や放牧の主体を家族や小規模な居住集団に置き、市場原理を除いてそれ以上のレベルでの主体の管理を想定することなく進んでいるのである(Sneath [2002:204])。これによって全体から「割り当てられていた」財、すなわち「ウムチ」は「個人的な財」、「私的な所有」として理解されるようになったとSneathは結論付けている。「私有化」とは、「牧地の利用」であれ「居住地の占有」であれ、牧地と移動の管理主体が不在となって、「所有」及び「財」を意味する「ウムチ」が社会-政治的全体から分離してしまうことを意味していたのである。

Sneathは、モンゴルにおける財の観念を明らかにすることで、今日の土地所有法がモンゴルにおいて意味する所を論及している。しかし、Sneathもまた、MearnsやFernandez-Gimenezと同様に、体制移行後の市場経済化と私有化政策を遊牧にとっての脅威ととらえ、過去における遊牧システムをより有効なものとして理解する点では共通している。そしてその有効性は、開発主義が前提とする遊牧が環境に悪影響を与え、非効率な生業であるという理解とはちょうど反対に、遊牧の環境持続性という観点から測られているのである。こうした歴史解釈の背景には、土地の私有化政策に対して代替案を提示すべく、過去の伝統的な制度とエコロジカルな有効性を結びつける論理が働いており、この歴史解釈から開発主義に基づく土地の「私有化」政策に反対がなされ、自律的な共同体による土地の利用の有効性が論じられているのである。

しかしながら、土地所有法に関するモンゴル国内の政治上の議論は、こうした議論の位相とは全く異なっている。そこにおいても過去の土地との関わりへと言及しつつ土地所有が論じられているのだが、それは、環境破壊をもたらし、市場経済に適合的でない遊牧における土地関係の「後進性」という理解とも、環境持続的な土地関係をもった遊牧の「伝統性」という理解とも全く異なった過去への解釈をもって土地所有が議論されているのである。

VI. 国土と土地の主

土地所有法を含めた一連の土地に関する法文上においては、所有権と占有権は明確に区別されている。そしてこの両者の区別そのものは近代法における「所有権」と「占有権」の区別に合致していた。占有権が利用権と共に1994年土地法で定められ、これとは別に所有権が土地所有法において定められていることは明白であるにもかかわらず、この法律上の言語の用法は、土地所有法をめぐる語りにおいてはほとんど区別されていない。これは法律上の〈所有〉と〈占有〉にそれぞれ翻訳として当てられた“*o'mchlo'kh*”と“*ezemshikh*”がそれぞれモンゴルにおける固有の意味を有しており、したがって両者が必ずしも近代法上の所有及び占有概念に対応していないためであると考えられる。以下では、土地所有法施行後の新聞及びインターネットメディアの記事から、モンゴルにおいてこの土地所有法が政治的な次元でいかに理解されているかを考察する。

現首相を最も強く支持するゾーニー・メデー紙は土地所有法施行の翌日に以下のように記している。

「モンゴル国国民は市場経済の定める所にしたがって、自らの財産(*o'mch*)となる土地を持つことになり、法の定める範囲でそれを

管理し利用する権利を持つ土地の主(*ezen*)となるのである」(Зууны Мэдээ [online 1] 強調引用者)

ここで土地を所有する国民は、「土地の主(エゼン)」として語られており、これは法律上の「占有(*ezemshikh*)」の意味ではなく、前節の *Sneath* の解釈に見たように、「管理」権を持つ統治者である土地の「主(エゼン)」として語られている。土地所有法をすすめる現モンゴル国首相は土地所有法施行日に以下のような声明を出している。

「新しいモンゴルにおいては土地が独立の保障であるという理解が新たにいっそう深まり、モンゴル国の国民が土地を所有し(*o'mchlo'kh*)、それによって国民が土地の、将来の、そして国家の厳密な意味での主(*ezen*)となることへの要求が、国民から自然と生ずるようになってきた。この崇高な要求は1992年の人民大会議で制定された憲法においてモンゴル国国民の崇高な権利として成文化され保証された…」(Багтай Мэдээлэл[online] 強調引用者)

ここでは、土地を〈所有〉することが、国民が「土地」と「将来」と「国家」の三つに対する「主」となることとして語られている。国民は土地を所有することで、土地の主となり、それは自らの将来を選択できる可能性を国民に与えるのであり、それはひいては国民が真の意味で国家の主となることである、というこの語りは、後に続く文に1992年の憲法に関する叙述がなされていることから明らかなように、社会主義体制から現行の体制への転換の意義を示す性格を強く帯びている。したがってここでは、「土地の主」となるということが、体制転換に伴う経済上の変革(国有財産の私有化)と政治上の変革(民主化)が結びついた形で観念されていると考えられる。

この「私有化」と「民主化」の関係について、より自由主義的な政策を志向する野党・民主党の党首であるM.エンフサイハンは土地所有法施行に際して以下のように述べている。

「これは突然の贈物ではない。今から10年前に憲法に土地を国民が所有するという項目を記載することができたのは、民主化の重要な成果であった。土地を国民が所有するという我々の長年にわたる強い願いが実現する機会が満たされたことを、民主党は喜び、初めて土地の所有者となった国民にお祝いを申し上げたい。所有に付される土地が国民の皆様にとっての助けとなることを祈りましょう」(Зууны Мэдээ [online 2])

エンフサイハンは、土地所有法が認める土地の所有は、民主化の精神を体現したモンゴル国憲法の「モンゴル国民は土地を所有する権利を持つ」という規定の具体化であることを強調している。土地の分配、国民による土地所有は、「近代化」すなわち市場経済に対応した土地の権利関係の明確化というADBをはじめとした国外の援助機関の勧める政策であったが、ここでは、土地の分配・所有は1990年代前半にはじまる民主化の要求を満たすものとして語られている。このことは、土地所有法に反対する議論の一翼が、土地の分配・所有そのものに反対するのではなく、土地の分配の方法に反対していることから明らかである。2002年12月に国会議事堂前のスフバートル広場で土地所有法に反対するデモが行われ、トラクターが広場に乗り入れられた(Eurasia Net [online 1])。このトラクター・デモの主な目的はより平等な土地の分配を要求するものであり、家族単位の土地分配ではなく、国民すべてに土地は分配されるべきだというのがその主張であった。また2003年7月に誹謗中傷の罪と国家機密漏洩罪で逮捕された民主党議員グ

ンダライもまた、土地所有法に反対する立場をとり続けてきたが、それも土地分配の対象が家族ではなく、憲法に従って国民の一人一人に分配されるべきだという反対であった⁽¹⁴⁾。

ここで問題となっているのは、土地の「ホビ」すなわち「取分」をめぐるのものであり、土地の近代的所有がなされるべきか否かという議論ではない。前節で見たように、Sneathはモンゴルにおける「ウムチ」すなわち「財-所有」は社会全体から「割り当てられた財(*khuviiin o'mch*)」として観念されてきたと論じていた。この「割り当てられた財」の分配の妥当性に対して土地所有法の反対派は論難しており、与党側はモンゴル国民が「土地の主」となることを強調している。つまり、両者の語りの上での対立は、財の分配の対象、すなわち「土地の主」となる国民の範囲に関わっているのである。モンゴル国で発行されている新聞紙上の語りに共通しているのは、国民が「土地の主」となることの歴史的な意義についてであり、そして「割り当てられる」土地が含意する「全体」に対する認識である。ウヌードゥル紙は以下のようにモンゴル国民が土地を所有することの歴史的意義を記している。

「歴史上初めてモンゴル人は自らの財として土地を所有した…(略)…母なるノタク(*ekh nutag*)を誇り、掌ほどの土地を自分のものとして気遣う者も、自分には何の財産もなく自分の人生は貧しいものだと嘆く者も、豊かな者も、皆平等に0.07haの土地所有者となる。この土地はあなたのものである。母なるノタク(*ekh nutag*)から分割して土地を所有物として与えるにあたり、何の請求もない。ただ、土地を与えて豊かになり、あなた方の生活が向上することのみを望むものである」(Өнөөдөр [online 1]強調引用者)

分割される「全体」はここでは「母なるノタ

ク」として述べられている。社会主義化以前の清朝時代においては、ノタクは「ノタクの主」たる王侯・ザサクの管理下にあり、ノタクは地縁的な集団オトクとその領民からなっていた。これに続く社会主義時代では、封建階級の打倒と行政管区の再編成、そして集団化の過程の中で、ノタクはその地縁的、宗教的な意味を失っていった。そして現在、土地所有法をめぐる議論の中で、ノタクは「母なるノタク」として語られているのである。

「人が誕生して以来、土地のために大小の争いが繰り広げられ続けてきた。モンゴル人は地表を占めその土地を広げようとしてきた。我々には、指ほどの土地のために戦い、賢き知恵と能力によって母なるノタクを守ってきた父祖達がいる。したがって、広大なノタクを保護し、守り続けて、我々の時代に到っているのである。モンゴル人の胸を打つ口上の一つは、こうした広大なノタクなのである」(Өнөөдөр [online 2]強調引用者)

「モンゴル人たる我々は常に土地が母国の独立を保障するものであるとみなし、聖チンギスハーンの治世以来幾瀬にもわたって、母なるノタクの掌ほどの土地のために身命をなげうって戦ってきた。」(Батгай Мэдээлэл [online] 強調引用者)

ここでノタクは明らかに、国土、国家の領土を意味する語として用いられている。そして、いかにそのノタクが昔からモンゴル人の手によって守られ、受け継がれてきたかが強調されているのである⁽¹⁵⁾。ノタクはかつてオトクという世襲における配分と一定の領民からなる集団を意味する語と強い結びつきを有していた。このノタク-オトク関係が絶えてから1世紀が経とうとしているが、ここで用いられているノタクの

語りは、かつてのノタクの世襲的性格と領民の包含という性格を残している。かつて領主の世襲的領土であったノタクは、現在では国土を意味するようになり、そのノタクは古来よりモンゴル人の手によって受け継がれ、戦い維持されてきたという体制移行後のモンゴル国の国家としての正統性を主張するためのレトリックに用いられている。そして国民は、そうして受け継がれてきた「ノタク」全体から「配分された財 (*khuviiin o'mch*)」を受け取る者として、「歴史上初めて」の土地の「主」として、語られている。つまり、モンゴル国の政治上の議論においては、遊牧社会における社会と「所有-財」の関係の論理によって、土地の私有化が語られているのである。

VII. おわりに

開発主義を前提としつつ土地私有政策への援助及び指導を行っている国際機関は、土地を経済的な資源とみなし、その有効な利用をはかるべく私有化を進めている。他方、こうした私有化に反対する論者は、「伝統」的な土地の利用を取り上げ、その共同的な土地の利用が持つ自然環境に適合的な特性を主張している。大きな議論の枠組みとしては、両者は土地をめぐる「私有」と「共有」の対立をなしているといえよう。しかしながら、両者は共に土地という存在を、人間が働きかける対象として、また「有限な資源」として前提している点では共通している。「私有」の論理は、土地を「経済」的な資源として強調し、「共有」の論理は、土地を「自然」的な資源として強調している。そして両者はこの有限

な資源としての土地の管理方法をめぐって対立しているのである。

しかし、社会主義体制からの移行後わずか10年ほどのモンゴル国においては、土地はこうした「私有」あるいは「共有」の対象としての「資源」としてのみあるわけではない。モンゴル国における土地所有政策をめぐる「私有」と「共有」という対立は、少なくともその政治上の語りにおいては、それほど有意な対立となっていないのである。現在のモンゴル国において、土地は「土地所有をしない」遊牧という文化的な次元や、体制移行後の国家としての正統性を主張するための政治的な次元が重なり合って、極めて複雑な存在となっているのである。

2節において「ミレニアムロード計画」にみたように、「経済」と「文化」の領域の緊張関係があらわとなっている現在のモンゴル国において、土地所有法をめぐる両者の緊張関係がますます鋭くなるのは、土地がこのように多義的な、複数の意味領域にわたる存在であるためであるといえよう。そしてモンゴル国内の政治上の土地所有をめぐるの、国土(ノタク)とその主(エゼン)たる国民という語りは、今日のモンゴルにおいてもアイデンティティの中心の一つである遊牧に伴う「文化」としての土地と、避けることのできない市場経済への参入に伴う「経済」としての土地の間にある緊張を、国家と国民の間での土地の「分配-所有(*khuviiin o'mch*)」というモンゴル固有の財産観に基づきつつ、土地の一部の「主」たることが国家の「主」となるという政治的民主化の次元に土地をおくことによって解消することを目指しているのである⁽¹⁶⁾。

註

1. Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын Шинжлэх Ухааны Акадэмийн Түүхийн Хүрээлэн [1969=1988:378]によれば「1937年当時、大小の礼拝堂、寺院は合わせて771あったが、1938年には、そのうちの760が閉鎖された」とあり、その弾圧の激しさを物語っている。
2. キリル文字からモンゴル文字に変更する文字改革に関しては、教育及び出版メディア、そして世代間の識字率格

差の問題があり、緩やかな移行を目指しているのが現状である。またこうした動きの一方で、ローマ字教育の国家プログラムが2003年春季国会において議論の俎上に載せられている(Үнэн [online])。ここに見られる文字改革における「伝統」の復活への動きとローマ字化という「開放」への動きの二方向性は、土地所有の問題と同じく、「自由化」がもたらす二つの動きの相反性と一体性をよく示している。

3. 1994年土地法第6章第29条:ここで「占有」権とは国家の有する土地所有権の下、18歳以上の国民、法的主体及び組織が居住と農耕の目的の為に、最大0.05ha、最長60年の土地リース権契約を国家と結ぶことを意味していた。
4. 1994年土地法第6章第38条:土地の「利用」(ashiglakh)権は占有された土地、国家の所有地を法の定める期間及び目的で使用する権利であり、牧地を含めた上記の共有地を使用する権利もここに含まれている。
5. 1994年土地法第1章1条:「この法律の目的は国民、法的主体、組織による土地の占有及び使用、これにかんする諸規定を定める事にある」
6. 1994年土地法第1章5条1項「モンゴル国民が所有する所の土地以外は国家の所有に帰す」。ただし、同年に制定された民法第7章において「ここでいう『所有者』という語は、モンゴル国民による土地の私的所有が法制化されるまでは、国家に該当する」(民法2002年改訂版 第7章 第100条 第4項)。ここにいう土地の私的所有の法制化こそが2002年に制定された、本論が扱う土地所有法に他ならない。
7. この「地籍測量と不動産登記」計画において ADB は全計画コスト1250万US\$に対して990万US\$ 借款を提供している(ADB [online 1])。これは1997年に提起されたADBの「土地利用政策の強化」プロジェクトの具体化であり、そこでは「不動産登記、地籍測量、地図作成、ゾーニング、土地使用のマネージメント、環境の観測」の必要性が示されていた(GISL [online])。
8. 占有は「その成り立ったいきさつのいかに問わずとにかく現に物を支配しているという事実上の状態がありさえすれば認められる」のであり、占有権とは「占有という事実上の問題を離れては存立することを得ないいわば、仮りの権利であるといわねばならない」(末川[1962:8])。
9. 土地所有法 第1章 第4条、第5条:ここでいう共有地とは「都市などの定住地における共有地(道、広場、道路、リゾート地、観光地、公園、墓地、ゴミ捨て場、下水場)、牧地、森林及び水源、特別の必要のある土地、道路の付近、電信などネットワークシステム」を指す(土地所有法 第1章 第6条)。
10. 土地所有法 第1章 第7条
11. 土地所有法 第4章 第27条
12. 1892年から1893年にかけてモンゴルを旅行した Pozdneyev [1971:412] はこの土地の神格についての興味深い知見を記している。Tsetsen-beileという旗でロシア人コサック、ネムチノフという人物が客死した際、当時ロシア人には特定の墓地が指定されていたにもかかわらず、彼はその地に埋葬された。彼が埋葬されたこの地は「多くの人々が往来する道にあり、またそのホショーの冬営地が置かれる土地」であった。このような土地でネムチノフが埋葬されたために、「土地の守護神」が怒り、早魃、強風を引き起こし、その地に草は育たぬようになり、その地に行く者は落馬し、その地で伝染病にかかって死んだという。
13. 現在でも「私的所有」は“*khuviin o'mch*”と表現されている。
14. 土地所有法の定める分配に反対していたグンダライの逮捕—釈放の経緯については、Eurasia Net [online 2]に詳しく述べられている。
15. 土地所有法施行の翌日に起こった興味深いエピソードを Uar Ye [online]は記している。「土地所有の最初の証明を受け取った人々の多くは、ハルハ川戦争に参加し、土地のために戦った老戦士達だった。彼らは感動していた」。第二次大戦中に日本と戦ったハルハ河戦争(「ノモンハン事件」)において土地を守るために戦った人々が土地を所有

するというこの出来事は、国家の領土の維持と国民による土地所有を結びつける格好の材料となっている。

16. 本論では、土地所有法に対する国民の反応を取り上げることはできなかった。なお、ウランバートルの1000世帯と6県で土地所有法に関する世論調査が行われ、その結果は、土地所有法への反対が30%強、賛成が24%弱、残る約半分の人々がそのどちらでもないというものであった(Eurasia Net [online 3])。

文献

- ADB 1 (online) “Cadastral Survey and Land Registration,” (<http://www.adb.org/Documents/Profiles/LOAN/30531013.ASP>) (2003年11月14日).
- ADB 2 (online) “The Environment Programme: Recent Achievements and a New Agenda for the Poor,” (http://www.adb.org/Documents/Books/Environment_Program/default.asp) (2004年1月9日).
- Баттай Мэдээлэл (online) “‘Монгол Улсын Иргэнд Газар Өмчлүүдэх Тухай хууль’ хэрэгжиж эхэлсэнтэй холбогдуулан Монгол Улсын ерөнхий сайд Н.Энхбаяр Монголын нийт ард түмэнд хандаж хэлсэн үг,” (May 1 2003) (<http://www.infomongol.com/mmedmon/modules.php?name=Sections&op=viewarticle&artid=496>) (2003年5月1日).
- BBC NEWS (online) “Mongolian Nomadism ‘to Die Out’,” (October 2 2003) (<http://news.bbc.co.uk/2/hi/asia-pacific/3210457.stm>) (2003年11月20日).
- bizMongolia.mn (online) “Prime Minister’s Vision,” (<http://www.bizmongolia.mn/modules.php?name=Content&pa=showpage&pid=29>) (2003年11月14日).
- Владимирцов, Борис Яковлэвич (1934) *Общественный строй Монголов: монгольский кочевой феодализм*, Ленинград: Издательство Академии наук СССР.=(1980)外務省調査部(訳)『蒙古社会制度史』(ユーラシア叢書 33)原書房.
- Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын Шинжлэх Ухааны Академийн Түүхийн Хүрээлэн(1969) *Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын түүх III*, Улаанбаатар: Улсын хэвлэлийн газар. =(1988) 田中克彦(監) 二本博史・今泉博・岡田和行(訳)『モンゴル史 1』恒文社.
- Гонгор, Дүгэрийн (1978) *Халх товчоон: халх монголчуудын нийгэм-эдийн засгийн дайгуулал (XI-XVII зуун)*, Улаанбаатар: Шинжлэх Ухааны Академийн хэвлэх.
- Eurasia Net 1 (online) “Dissent Over Land Reform may Portend Unrest in Mongolia,” (<http://www.eurasianet.org/departments/rights/articles/eav122002.shtml>) (2004年1月9日).
- Eurasia Net 2 (online) “Rights Activists in Mongolia Raise Alarm After Government Crackdown on Demonstrators,” (<http://www.eurasianet.org/departments/rights/articles/eav111502.shtml>) (2004年1月9日).
- Eurasia Net 3 (online) “Mongolian Protestors Call for A Referendum Before Land Is Privatized,” (<http://www.eurasianet.org/departments/rights/articles/pp063002.shtml>) (2004年1月9日).
- Fernandez-Gimenez, Maria E. (1999) “Sustaining the Steppes: A Geographical History of Pastoral Land Use in Mongolia,” *Geographical Review* 89(3):315-328.
- Fernandez-Gimenez, Maria E. and B. Batbuyan (online) “Law and Disorder in Mongolia: Local Implementation of Mongolia’s Land Law,” (<http://dlc.dlib.indiana.edu/documents/dir0/00/00/02/54/dlc-00000254-00/gimenem040800.pdf>) (2003年11月20日).
- Fratkin, Elliot (1997) “Pastoralism: Governance and Development Issues,” *Annual Review of Anthropology*, 26:235-261.
- GISL (online) “1996-7 Strengthening Land Use Policies-Mongolia-Asian Development Bank,” (<http://www.gisl.co.uk/>) (2003年

- 11月14日).
- 後藤富男(1955)「モンゴル族に於けるオボの崇拜：その文化における諸機能」『民族学研究』20(1-2):47-71.
- Griffin, Keith (1995) "Economic Strategy During the Transition," in Keith Griffin (ed.), *Poverty and the Transition to a Market Economy in Mongolia*, London: Macmillan, 1-26.
- Humphrey, Caroline and Sneath, David (1999) *The End of Nomadism?: Society, State and the Environment in Inner Asia*, Durham: Duke University Press.
- Mearns, Robin (1996) "Community, Collective Action, and Common Grazing: The Case of Post-Socialist Mongolia," *The Journal of Development Studies*, 32(3):297-339.
- 三橋修(1999)「モンゴル国・改革の息吹」和光大学モンゴル学術調査団『変容するモンゴル世界：国境にまたがる民』新幹社, 112-139.
- Mongol Messenger (online) "Giving the land to the people," (May 24 2003) (<http://www.mongolmessenger.mn/mm19>) (2004年1月5日).
- 村井宗行(2000)「1990年代モンゴルの政治と経済」『モンゴル研究』(モンゴル研究会) 18:53-62.
- Natsagdorj, SH. (1967) "The Economic Basis of Feodalism in Mongolia," *Modern Asian Studies*, 1(3):265-281.
- Өнөөдөр 1 (online) "Монгол хүн газрын эзэн боллоо," (May 3 2003) (<http://www.mongolnews.mn/20030503/mn-unuudur.htm>) (2003年5月3日).
- Өнөөдөр 2 (online) "Хүсэн хүлээсэн хууль хэрэгжиж эхэлсэн ч....," (November 29 2003) (<http://www.mongolnews.mn/20031129/live.htm#1>) (2003年11月29日).
- Pozdneyev, Aleksei Matveevich; John R. Krueger(ed.); John Roger Show and Dale Plank (trans.) (1971) *Mongolia and the Mongols*, Bloomington: Indiana University.
- Sneath, David (2002) "Mongolia in the 'Age of the Market': Pastoral Land-Use and the Development Discourse," in Ruth Mandel & Caroline Humphrey (eds.), *Markets & Moralities: Ethnographies of Postsocialism*, New York: Berg, 191-210.
- Sneath, David (online) "Notions of Rights over Land and the History of Mongolian Pastoralism," (<http://dlc.dlib.indiana.edu/documents/dir0/00/00/03/53/dlc-00000353-00/sneathd041100.pdf>) (2003年11月20日).
- 末川博(1962)『占有と所有』法律文化社.
- Цаг Үе (online) "Монгол улс газраа өмчлүүлж эхэллээ," (May 2 2003) (<http://www.newtimes.mn/>) (2003年5月2日).
- Үнэн (online) Латин үсгийн хөтөлбөрийг УИХ-аар хэлэлцүүлнэ," (June 12 2003) (<http://www.unen.mn/web4/ediinzasag/index.html>) (2003年6月12日).
- Зууны Мэдээ 1 (online) "Монголчууд газрынхаа эзэн боллоо," (May 2 2003) (<http://www.zuuniimedee.mn/index.php?action=show&type=news&id=213>) (2003年5月2日).
- Зууны Мэдээ 2 (online) "Газар зохион байгуулалтын ажлын үнэлээг зохиолдоо орчин үеийн зурагдал, техноло," (May 1 2003) (<http://www.zuuniimedee.mn/index.php?action=show&type=news&id=189>) (2003年5月1日).

(受稿2004年6月25日/掲載決定2004年9月23日)